

## 第4次雲南広域連合

# 広域計画を策定しました

第4次雲南広域連合広域計画では、第3次の計画評価や、広域連合を取り巻く状況の変化を踏まえて、次のとおり計画を定めました。期間は平成28年4月1日～平成33年3月31日までの5年間です。

### 1. 基本方針

#### (1) 雲南広域行政圏のあり方

雲南広域圏については、従来どおりの枠組みを維持します。

#### (2) ふるさと市町村圏計画について

ふるさと市町村圏計画の理念「ゆうきの里雲南 ～旬を感じ、生命を育む～」を今後も継承します。

#### (3) 雲南地区ふるさと市町村圏振興事業基金及び同基金に基づく事業

基金を存続したソフト事業を実施します。

### 2. 基本計画

広域連合と構成市町が相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら事務を処理する必要があるため、次のことを計画しました。

#### (1) 雲南地区ふるさと市町村圏振興事業基金を活用した事業の実施に関すること

構成市町との連携強化を図りながら、次の施策を推進します。

- ①ものづくり（産業の振興）
- ②イメージづくり（観光の振興）
- ③安心づくり（環境・基盤整備）
- ④人づくり（地域力の向上）

#### (2) 介護保険の実施に係る基本方針に関すること

必要な介護サービスの基盤を整備していくと同時に、介護・医療・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向け取り組みを進めます。

- ①在宅医療・介護連携の推進
- ②認知症施策の推進
- ③地域ケア介護の推進
- ④介護予防サービス及び生活支援サービスの充実強化
- ⑤継続可能な介護保険制度の運営

#### (3) 消防に関する事務に係る基本方針に関すること

雲南地域の住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防機能の強化を目指し、次の施策を推進します。

- ①効率的な消防行政運営と地域事情に対応した消防力の整備
- ②予防対策の充実、強化
- ③救急業務の充実強化
- ④災害対応に向けての体制強化
- ⑤関係機関との連携強化

#### (4) し尿処理に関する事務に係る基本方針に関すること

構成市町と連携し、区域内のし尿及び浄化槽汚泥の今後の推移を把握しながら、次の施策を推進します。

- ①施設の更新
- ②し尿の収集
- ③処理の効率化

#### (5) 下水道に関する事務に係る基本方針に関すること

- ①共同化、広域化の推進
- ②施設の整備
- ③処理施設の運転
- ④下水汚泥の再資源化

#### (6) 広域的に行う事務の調査研究に関すること

広域処理することにより簡素効率化が可能と考えられる業務について、広域化によるメリット、デメリットを調査研究します。

- ①地方分権に関すること
- ②広域的な健康福祉及び地域医療に関すること
- ③更なる広域行政推進の検討に関すること
- ④構成市町のまち・ひと・しごと創生総合戦略において広域連合として実施できる部分の取り組みに関すること
- ⑤その他広域連合長が必要と認める広域行政事項に関すること